

1 甲社はBに対し、甲社取締役会の承認を得ないで競業取引を行ったとして（会社法356条1項1号、365条1項）、任務懈怠責任（会社法423条1項）を追及することが考えられる。

2 取締役の任務懈怠責任が認められるためには、①：取締役に任務懈怠があったこと、②：会社に損害が生じたこと、③：①と②との間の因果関係が必要である。

(1) ①について、取締役に法令遵守義務があることから（会社法355条）、Bが会社法上の競業取引規制に違反するか否かについて、検討する。

取締役会設置会社の取締役は、ア：自己又は第三者のために、イ：株式会社の事業に属する、ウ：取引を使用とするときは、当該取引につき、重要な事実を開示し、取締役会の承認を得る必要がある会社法356条1項1号、365条1項）。

アにつき、「自己又は第三者のために」とは、自己又は第三者の名義で行うものか、自己又は第三者の計算で行うものかが、その文言からは明らかでないことから問題となる。

この点については、競業取引規制の趣旨が、取締役が会社の事業上の秘密や機会を利用し、会社の利益の犠牲にして自らの利益を図ることを防止することにあることから、会社に利益が帰属するのであれば、これを規制する必要はないこと、会社法423条2項が競業取引によって得られた利益の額を損害額と推定しており、利益に着目した規制であると介されることから、自己又は第三者の計算で行うものをいうと解される。

本件において、Bは乙社の取締役報酬として2000万円を受領したほか、乙社は1億5000万円の純利益を得ており、Bは乙社の90%の株式を保有する株主であるから、Bには1億3500万円の利益が帰属しているといえ、「自己の計算」であるといえる。

イについて、「事業の部類に属する」とは、上記の競業取引規制の趣旨に鑑みて、定款の目的になっている事項ではなく、会社が現に行っている事業とこれから行うことを具体的に行おうとしている事業で、市場が競合するものをいうと解される。

本件において、甲社は、和洋菓子の製造及び販売を業とする会社であり、和洋菓子メーカーである乙社と同業種であること、甲社は事業拡大のため大阪府南部へ進出することを取締役会で決議し、工場設立のための土地を探していたほか、大阪府南部の地元菓子メーカーを買収する方法による大阪府南部への進出も考え、仲介業者にその旨を伝えていたことから、甲社は、大阪府南部で、これから和洋菓子の製造販売を行おうとしていたといえ、甲社が乙社の大阪府南部での店舗展開状況をみて、大阪府南部への進出を断念したことから、甲社と乙社との市場は競合しているものといえる。よって、乙社の事業は甲社の事業の部類に属するものといえる。

コメントの追加 [祐林1]: 本問では、B（自己のため）または乙（第三者のため）の2パターンが考えられますが、実務家であれば高い方をまず選択すると思われるので（そして、それは無理ではないので）、前者で検討しています、

ウについて、Bは乙社の株式を90%保有して代表取締役役に就任し、乙社は、Bの陣頭指揮の下、経営改革を行い、大阪府南部において店舗の積極展開を始めており、店舗では顧客に対する和洋菓子の販売等が行われていることから、乙社を介して「取引」をしたといえる。

したがって、Bは重要な事実を開示して甲社取締役会の承認を得る必要があるところ、Bは乙社が大阪府南部の会社であることや、身売り話があったという重要な事実（これらが重要な事実であることは、甲社が大阪府南部への進出を検討しており、その方法として地元菓子メーカーの買収も検討していたことから裏付けられる。）を開示していない。よって、Bは会社法356条1項1号、365条1項の承認を得たとはいえ、会社法上の競業取引規制に違反したといえ、法令違反の任務懈怠が認められる。

(2) ②について、上記のとおり、Bは乙社の取締役報酬として2000万円を受領したほか、乙社が得た純利益1億5000万円のうち、持株割合分1億3500万円が帰属するところ、これが損害額と推定される（会社法423条2項）。

(3) ③について、本件で①と②の因果関係は問題なく認められる。

3 よって、甲社はBに対し、競業取引違反の任務懈怠に基づき、1億5500万円の損害賠償を請求することができる。

以 上